

東京学芸大学附属図書館におけるインターネット上で公開するデジタルデータの複写等利用要項の一部改正について

改正理由：デジタルアーカイブのメタデータに関する利用規定を追加するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>東京学芸大学附属図書館におけるインターネット上で公開するデジタルデータ等の複写等利用要項</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、東京学芸大学附属図書館利用規則（平成18年規則第14号。以下「利用規則」という。）第16条第2項の規定に基づき、附属図書館が保管する特別コレクションのデジタルデータのうち、<u>インターネット上で公開するもの（以下「デジタルデータ」という。）及びデジタルデータに関する情報（以下「メタデータ」という。）</u>の複写等利用に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(利用条件)</p> <p>第4条 第2条第3号から第7号に掲げる利用にあたっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。</p> <p>(1) 掲載又は収録等をする場合は、附属図書館所蔵の旨を明記すること。</p> <p>(2) デジタルデータを改変した場合は、その旨を明記すること。</p> <p><u>(メタデータの利用)</u></p> <p>第5条 <u>メタデータのうち、著作物性のないものは、利用にあたり特段の条件及び制限を設けないものとする。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第6条 この要項に定めるもののほか、<u>デジタルデータ及びメタデータ</u>の利用に関し必要な事項は、附属図書館長が定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和4年3月16日から施行する。</u></p>	<p>東京学芸大学附属図書館におけるインターネット上で公開するデジタルデータの複写等利用要項</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、東京学芸大学附属図書館利用規則（平成18年規則第14号。以下「利用規則」という。）第16条第2項の規定に基づき、附属図書館が保管する特別コレクションのデジタルデータのうち、<u>インターネット上で公開するもの（以下「デジタルデータ」という。）</u>の複写等利用に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(利用条件)</p> <p>第4条 第2条第3号から第7号に掲げる利用にあたっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。</p> <p>(1) 掲載又は収録等をする場合は、附属図書館所蔵の旨を明記すること。</p> <p>(2) デジタルデータを改変した場合は、その旨を明記すること。</p> <p>(その他)</p> <p>第5条 この要項に定めるもののほか、<u>デジタルデータ</u>の利用に関し必要な事項は、附属図書館長が定める。</p> <p>[省略]</p>